

岩警務 第 6号
岩生安 第14号
岩刑事 第11号
岩交通 第11号
岩警備 第 6号
平成19年3月1日

保存	30年
廃棄	H50.1

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

岩 手 県 警 察 本 部 長

岩手県警察指定被害者支援要員制度実施要綱の制定について（例規）

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成19年3月12日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、岩手県警察指定被害者対策要員制度実施要綱の制定について（平成11年6月30日付け岩警発第715号）及び岩手県警察指定被害者対策要員制度実施要綱における事務の合理化について（平成17年11月30日付け岩県民第812号）は、廃止する。

別添

岩手県警察指定被害者支援要員制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、事件又は事故直後における被害者支援の方法を定めることにより、被害者(被害者が少年の場合は、保護者を含む。)及びその遺族(以下「被害者等」という。)の心情を理解し、その人格を尊重した適切な被害者支援を行うことを目的とする。

(設置)

第2 署及び高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)に指定被害者支援要員(以下「支援要員」という。)を置く。

(指定)

第3 署長は、所属の警部補、巡查部長若しくは巡查の階級にある警察官又はこれらに相当する職にある一般職員のうちから、課(警務課、留置管理課及び会計課を除く。)ごとに1名以上の支援要員を指定するものとする。

2 高速道路交通警察隊長(以下「高速隊長」という。)は、所属の警部補、巡查部長若しくは巡查の階級にある警察官又はこれらに相当する職にある一般職員のうちから、係(庶務係及び管理係を除く。)ごとに1名以上の支援要員を指定するものとする。

3 署長及び高速隊長(以下「署長等」という。)は、指定した支援要員を指定被害者支援要員等名簿(様式第1号)により本部長に報告しなければならない。

(指定の解除)

第4 署長等は、支援要員に人事異動、疾病その他継続して支援要員の任務を行うことができない事由が生じたときは、その指定を解除するものとする。

2 第3の規定は、支援要員の指定を解除した場合における当該支援要員に代わる者の指定について準用する。

(対象事件等及び支援担当者)

第5 支援要員が支援すべき事件又は事故(以下「対象事件等」という。)は、次に掲げる事件又は事故とする。

(1) 次に掲げる罪に係る事件

ア 殺人罪(刑法(明治40年法律第45号)第199条の罪であり、未遂を含む。)

イ 強盗致死傷罪(刑法第240条の罪であり、未遂を含む。)

ウ 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪(刑法第241条の罪であり、未遂を含む。)

エ 強姦罪(刑法第177条の罪であり、未遂を含む。)

オ 強制わいせつ罪(刑法第176条の罪であり、未遂を含む。)

カ 準強制わいせつ及び準強姦罪(刑法第178条の罪であり、未遂を含む。)

キ 集団強姦罪(刑法第178条の2の罪であり、未遂を含む。)

ク 強制わいせつ等致死傷罪(刑法第181条の罪)

ケ 未成年者略取及び誘拐罪(刑法第224条の罪であり、未遂を含む。)

コ 営利目的等略取及び誘拐罪(刑法第225条の罪であり、未遂を含む。)

サ 身の代金目的略取及び誘拐罪(刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。)

シ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪(刑法第226条の罪であり、未遂を含む。)

ス 人身売買罪(刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。)

セ 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）

ソ 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）

タ 傷害致死罪（刑法第205条の罪）

チ 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が1か月以上の重傷を負ったもの

ツ アからチまでの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者の負傷程度が1か月以上の重傷を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

(2) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(4) 交通死亡事故等

前2号のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故（事故発生から30日以内に被害者が死亡した交通事故）及び人が3か月以上の傷害を負った事故

(5) 危険運転致死傷罪に該当する事件

前3号のほか、危険運転致死傷罪（刑法第208条の2の罪）に該当する事件

(6) その他署長等が被害者支援のために必要と認めた事件又は事故

2 支援要員が支援すべき者は、前項に掲げる対象事件等の被害者等とする。

（任務）

第6 支援要員は、対象事件等が発生したときは、被害者等に係る次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 事情聴取又はその補助

(2) 被害届、被害者供述調書等捜査書類の作成又はその補助

(3) 証拠物の採取又はその補助

(4) 証拠物の押収、還付又はその補助

(5) 検証及び実況見分における付添い

(6) 医師の手配及び診察並びに治療への付添い

(7) 各種公費負担制度に関する教示及び手続

(8) 被害者支援に関する各種情報提供

(9) 報道関係者、第三者等からの保護措置

(10) 捜査状況に関する情報提供

(11) 被害者又はその家族からの相談に対する指導及び助言

(12) 捜査に対する要望等の把握

(13) 関係機関の紹介又は関係機関との連絡若しくは調整

(14) その他署長等が被害者の支援のために必要と認めた任務

2 支援要員は、前項に掲げる任務を行ったときは、サポートカード（様式第2号）により署長等に報告しなければならない。

（総括責任者）

第7 支援要員を総合的に運用するため、署及び高速隊に指定被害者支援要員総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、副署長又は次長等をもって充てる。

2 総括責任者は、署長等の指揮を受け、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 支援要員に対する指導、管理及び運用に関する総合調整

(2) 所属職員に対する指導及び教養

（支援要員担当者）

第8 署及び高速隊に指定被害者支援要員担当者（以下「支援要員担当者」という。）を置き、所属の警部又は警部補の階級にある警察官のうちから所属ごとに次に掲げる基準により署長等が指定するものをもって充てる。

(1) 署 1名

(2) 高速隊 本隊及び分駐隊ごとに1名

2 支援要員担当者は、総括責任者の指揮を受け、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 支援要員に対する指導及び教養

(2) 支援要員の運用に係る関係機関、団体との連絡又は調整

(3) 犯罪被害給付制度に関する教示及び事務

(4) その他所属における支援要員運用に係る報告等庶務事務

（運用）

第9 総括責任者は、対象事件等を認知したときは、署長等の承認を得て、支援要員のうちから対象事件等の被害者等ごとに支援要員を指定するものとする。

2 当直責任者は、当直中に対象事件等を認知したときは、当直員のうちから対象事件等の被害者等ごとに、支援する担当者を指定して必要な任務に当たらせるものとする。この場合において、当直中に指定された者は、当直終了後、速やかに総括責任者が新たに指定する支援要員に任務を引き継がなければならない。

3 支援要員が支援すべき期間は、対象事件等を認知したときから当該事件の被疑者が起訴、不起訴等の検察庁の処分が確定するまでとする。ただし、被疑者が判明しない場合又は被害者等に検察庁の処分確定後も継続して支援すべき事情が認められる場合等には、署長等がその期間を変更することができるものとする。

4 総括責任者は、被害者等が支援要員の対応を明らかに拒否した場合、被害者等を他の相談機関に引き継いだ場合等支援要員の対応の必要がないと明らかに認められるときは、署長等の承認を得て当該支援を打ち切るものとする。ただし、当該支援を打ち切った後に支援要員が対応すべき事情が生じたときは、総括責任者は、署長等の承認を得て支援を再開するものとする。

（留意事項等）

第10 署長等は、本制度の適切かつ効果的な運用に資するため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 可能な限り当直員に支援要員を置くようにすること。

(2) 特定の支援要員に業務負担が加重にならないようにすること。

2 対象事件等の本部主管課長は、当該対象事件等に係る被害者支援について積極的に指導、助言を行うものとする。

（カウンセラーの要請）

第11 署長等は、支援要員による被害者支援を行っている被害者等について、カウンセラーによるカウンセリングが必要と認めた場合は、サポートカードにより県民課長にカウンセラーの派遣を要請するものとする。

2 県民課長は、前項の規定により派遣要請を受け、カウンセラーの派遣が相当と認めるときは、カウンセラーを7日を超えない期間で派遣するものとする。

3 派遣されたカウンセラーは、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 被害者等に対するカウンセリング

(2) カウンセリングの実施に基づく、捜査員又は支援要員に対する助言

4 県民課長は、関係機関によるカウンセリングの必要が認められたときは、速やかに当該関係機関とカウンセリングの実施について、連絡、調整を行うものとする。

(支援要員の派遣等)

第12 署長等は、他署から支援要員の派遣を受ける必要があると認められた場合は、指定被害者支援要員派遣要請書(様式第3号)により県民課長を経て本部長に要請するものとする。

2 本部長は、署長等の要請に基づき必要と認めるときは、他の署長等に対し、支援要員を派遣するよう命ずるものとする。

3 派遣の期間は原則として14日以内とする。ただし、本部長は、被害者等への支援状況、捜査の進捗状況等を勘案の上、派遣期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

4 派遣人員は、事案の規模、発生地域、態様等から総合的に判断し、本部長が決定するものとする。

5 派遣された支援要員は、岩手県警察被害者特別支援班運用要綱の制定について(平成14年1月7日付け岩警務第1号他)に規定する被害者特別支援班総括責任者の指揮により運用するものとする。

(報告等)

第13 署長等は、支援要員による支援状況について、実施の都度、サポートカードにより、県民課長を経て本部長に報告するものとする。

様式第 1 号 (第 3 関係)

保存	
廃棄	

岩手県警察本部長 殿

隊・警察署長

指定被害者支援要員等名簿

1 総括責任者 (副署長・次長等)

職 名	氏 名	生 年 月 日	指 定 年 月 日
		. . ()	. .

2 支援要員担当者 (被害者支援係長)

職 名	氏 名	生 年 月 日	指 定 年 月 日
		. . ()	. .
		. . ()	. .
		. . ()	. .
		. . ()	. .

高速隊は本隊及び分駐隊ごとに 1 名指定

3 支援要員

職 名	氏 名	生 年 月 日	指 定 年 月 日
		. . ()	. .
		. . ()	. .
		. . ()	. .
		. . ()	. .

サポートカード

支 援 開 始			
署 長 等	総括責任者	課 長 等	被 害 者 支 援 担 当 者
			月 日

保 存 廃 棄			
支 援 完 了			
署 長 等	総括責任者	課 長 等	被 害 者 支 援 担 当 者
			月 日

整理番号	署	-
------	---	---

事件(罪)名			
発生日月等	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 (認知年月日 平成 年 月 日)		
発生場所			
事案の概要	(別添事件指揮簿の写し参照)		
被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 負傷(加療 日)	財産的被害()	
被 害 者	(住所) (職業)		
	(氏名) () 昭和 年 月 日生(歳) 男性・女性		
被 疑 者	(氏名) () 昭和 年 月 日生(歳) 男性・女性		
	<input type="checkbox"/> 逮捕(<input type="checkbox"/> 現逮 <input type="checkbox"/> 緊逮 <input type="checkbox"/> 通逮 平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 未検挙		
	検察庁処分(年 月 日 起訴・不起訴・他)		
報 道 発 表	あり・なし (匿名希望 あり・なし) 発表月日 平成 年 月 日		
指定被害者支援要員	課 階級	氏名	

被害者の手引交付 (年 月 日、 警察署にて が に交付)
刑事手続きに関する情報提供 (年 月 日 にて が に教示)
公費負担適用 <input type="checkbox"/> あり(<input type="checkbox"/> 診断書料 <input type="checkbox"/> 性犯罪の初診料等 <input type="checkbox"/> 遺体搬送費用 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> なし
犯罪被害者等給付金制度の教示(年 月 日 にて が に教示)
その他制度等教示(平成 年 月 日 にて が に を教示)
カウンセラー要請 あり(年 月 日 が に要請) ・ なし
関係機関の紹介・連絡 (年 月 日 時 が を紹介・に連絡) (年 月 日 時 が を紹介・に連絡)
報道関係者・第三者からの保護措置
要望・相談ごと等の把握と措置
内容
措置
内容
措置
内容
措置
その他(参考事項)

様式第3号(第12関係)

保存	
廃棄	

岩手県警察本部長 殿

隊・警察署長

指定被害者支援要員派遣要請書

事 件 名			
事件の概要	発生日時	年 月 日	午前・後 時 分ころ
	発生場所		
	(概要)		
要請人員期間	人(うち女性 人)		日間
要 請 理 由			
参 考 事 項 等			
照 会 先	警察署 総括責任者 階 級・氏 名		(警電)